# 令和４年度　千葉市子育て支援館の年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉市民間保育園協議会（以下「乙」という。）は、千葉市子育て支援館（以下「管理施設」という。）の管理について令和４年３月２９日付けで締結した「千葉市子育て支援館の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、令和４年度における年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（期　間）

第１条　この年度協定の期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。

（指定管理料）

第２条　この年度協定で甲が乙に支払う指定管理料の額は、金６６，３４６，０００円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は第二種社会福祉事業により非課税）とする。

２　指定管理料の支払いは、次の 12 回とし、乙の請求により支払うものとする。

| 回　　数 | 金　　額 |
|---|---|
| 第１回（４月分）～第１１回（２月分） | ５，５２８，８３４円 |
| 第１２回（３月分） | ５，５２８，８２６円 |

３　指定管理料の支払いは、前金払いとし、乙の請求書を受理した日から３０日以内に乙に支払うものとする。

（利益の還元方法）

第３条　基本協定第６９条第１項及び第２項の規定による利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。

２　利益の還元は、本事業年度終了後１２０日以内に行うものとする。

（疑義の決定）

第４条　この年度協定に関して、疑義が生じたとき及びこの年度協定に定めのない事項については、その都度甲乙は誠意をもって速やかに協議し解決するものとする。

この年度協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年４月１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　神　谷　　俊　一

乙　千葉市中央区中央４丁目５番１号
公益社団法人千葉市民間保育園協議会
会　　長 木　村　　秀　二